

コア技術新活用！多角化支援事業の内容等に関する質問に対する回答

| 番号 | 質問内容  | 回答  |
|----|---|---|
| 1  | 実施要項「4 企画提案書の提出」(1)提出書類の(ク)これまでのBtoC商品開発支援の実績や事例について(任意)については、プロダクトデザイナーの実績として記載すれば宜しいのでしょうか。   | プロダクトデザイナーの実績を記載することを想定しています。当該プロダクトデザイナーと受託事業者様が、過去に開発支援で関わりがあることが必要です。          |
| 2  | 仕様書「4 業務の概要」の「(1)本業事の周知」について、「ア セミナーの開催」の「(エ)開催規模(30人程度)」と記載された点について、これは1社あたり複数人数の参加も含めての数と考えると宜しいのでしょうか。   | 1社で複数の参加があることも想定しての開催規模です。ただし、出席する事業者数が著しく少なくならないようにしてください。                       |
| 3  | 仕様書「4 業務の概要」の「(3)BtoC商品の開発支援」で記載された「ア プロダクトデザイナーとのマッチング」件数について、1人のプロダクトデザイナーが担当する案件数は最大2件とあります。本事業では開発支援件数が「10件以上」とあるので、この場合、プロダクトデザイナーは最低5名を用意しなければならないという事で宜しいのでしょうか。 | 仕様書上の要件により、プロダクトデザイナーは5名以上の参加を想定しております。もし5名未満になる場合でも、企画提案競技において個別の状況を審査させていただきます。 |
| 4  | 仕様書「4 業務の概要」の「(3)BtoC商品の開発支援」で記載された「エ 試作品の製作支援」について、試作品の開発費用は開発企業の受益者負担として考えれば宜しいでしょうか。   | 試作品開発に直接係る経費(材料費、人件費、機材費等)については、開発企業が負担いたします。                                     |
| 5  | 企画提案書の枚数制限はあるのでしょうか。  | 企画提案書について、枚数を制限する定めはありません。  |
| 6  | 採択審査会における助言と書いてありましたが、採択審査会とはなんですか。   | 採択審査会とは、開発支援対象企業を決定するために、県が開催する審査会です。   |